

# 農地中間管理事業による農地の貸借について

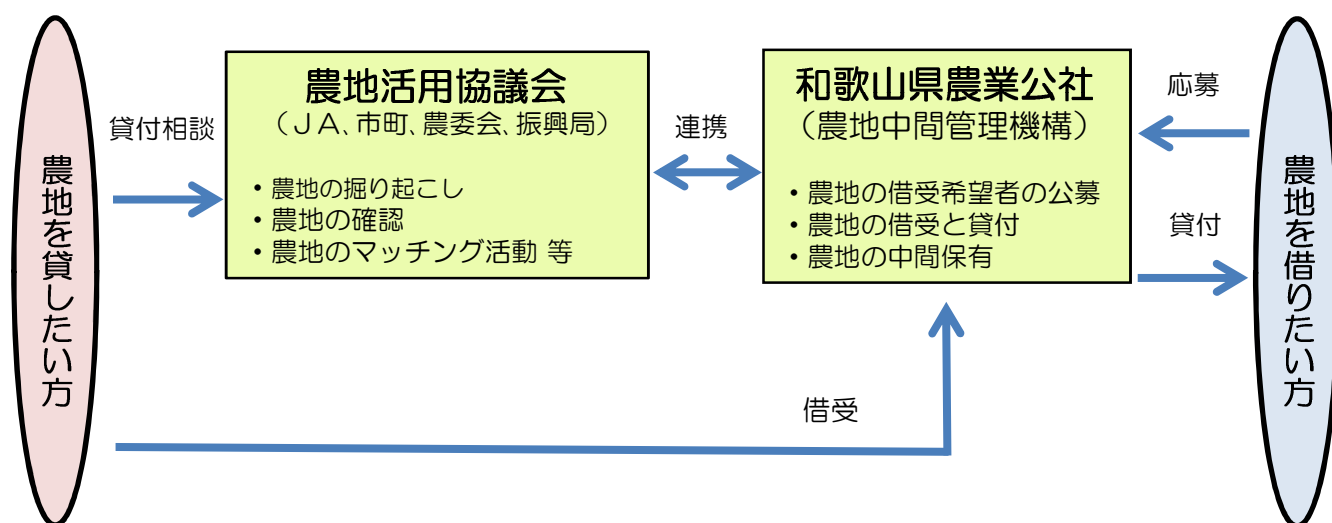
## ～あなたの「貸したい」「借りたい」をサポートします～

(公財)和歌山県農業公社(農地中間管理機構)では、JA等の関係機関と一体となり、農業経営の規模を拡大したい担い手農家や今後農業を始めたい新規就農者等への農地の貸借を進める「**農地中間管理事業**」を実施しています。

この事業では、農地の出し手農家や地域、また受け手農家がメリットを受けられる場合があります。

農地の貸借をお考えの方は、最寄りのJA、又は農業公社にお気軽にご相談下さい。

### 1 農地中間管理事業の仕組み



### 2 農地中間管理事業のポイント

#### 1) 農地を貸したい方(出し手農家)

- ①最寄りのJAで貸したい農地の相談を随時受け付けています。
- ②対象となる農地は「農業振興地域」内の農地です。  
(相談を受けた段階ですぐに農業公社が借り受けるものではありません。  
また、条件により借り受け対象とならない農地もあります。)



#### 2) 農地を借りたい方(受け手農家)……公社が実施する担い手募集への応募が必要です

- ①農業公社のホームページ、JAや市町の窓口で受け付けます。
- ②募集は原則年4回(6月、9月、12月、3月)実施します。

#### 3) 借受者(受け手農家)の決定

貸付希望農地の情報と受け手農家の希望を基に、農業公社が定める基準により借受希望者に優先順位を付けて順次協議を行い、決定します。

### 3 農地中間管理事業のメリット

#### 1) 公的機関の機構との契約なので安心!!

- ・出し手農家は公社との契約なので安心、農地は契約期間が終われば確実に返還され、賃料は公社が回収するので、手間がかかりません。
- ・受け手農家は借り受け農地の所有者が複数の場合でも契約は公社とだけで済み、借入期間中は安心して耕作可能です。

#### 2) 一定の要件を満たせば支援が受けられます

##### ① 地域集積協力金・・・出し手地域に対する支援

対象	要件	交付単価			
「地域」内の農地を機構に貸した割合に応じて、「地域」に交付	「地域」内の農地の一定割合以上が、機構に貸し付けられていること	(万円/10a)			
		貸付割合	H26～27	H28～29	H30
		2～5割以下	2.0	1.5	1.0
		5～8割以下	2.8	2.1	1.4
		8割超	3.6	2.7	1.8

<例> 平成27年度までに、20haの内17ha(85%)を機構に貸し付けた場合、612万円を「地域」に交付

##### ② 経営転換協力金・・・出し手農家に対する支援

対象	要件	交付単価	
経営の柱としていた作物を一部やめる場合や、リタイアする農業者に交付	経営している全農地を機構に10年以上貸し付け、かつ、機構から受け手農家に貸し付けられていること	(万円/戸)	
		貸付面積	単価
		0.5ha以下	30
		0.5～2.0ha	50
		2.0ha超	70

<例> みかん1.5ha、水稲1.5haを経営していたが、水稲をやめた場合、50万円を出し手農家に交付

##### ③ 耕作者集積協力金・・・出し手農家に対する支援

対象	要件	交付単価		
「機構が借り受けている農地に隣接する農地」や、「2筆以上の隣接する農地」を機構を経由して受け手農家へ貸した場合に、農地の所有者又は耕作者に交付	対象となる農地を機構に10年以上貸し付け、かつ、機構から受け手農家に貸し付けられること	(万円/10a)		
		H26～27	H28～29	H30
		2.0	1.0	0.5

<例> 平成27年度までに、「機構が借り受けている農地」に隣接したAさん農地40aを機構に貸し付けた場合、8万円をAさんに交付

##### ④ 果樹産地支援(和歌山版農地活用総合支援事業)【県単独事業】・・・受け手農家に対する支援

対象	要件	交付単価
市町村及び農業委員会が適格と認める受け手農家に交付	6年以上の利用権設定等を行い、果樹等の永年生作物を生産していること	2万円/10a (傾斜度15°以上の場合3千円/10aを加算)

### お問い合わせ先

公益財団法人和歌山県農業公社(農地中間管理機構)

和歌山市茶屋ノ丁2-1

TEL(073)432-6115 FAX(073)422-4031

http://www.w-apc.or.jp E-mail:wanouko@alpha.ocn.ne.jp